

令和3年度 第2回大阪府河川整備審議会 議事要旨

日 時 : 令和3年11月1日(月) 17:01~18:47
場 所 : 大阪府庁別館7階用地課分室
出席者 : (委員) 市川委員・阪本委員・里深委員・菅委員・中桐委員・中村委員・久末委員・
平松委員・船曳委員

計9名

まとめ

- (1) 大川水系大川の河川整備の事業評価について
- (2) 淀川水系田尻川の河川整備の事業評価について
- ・府民意見募集を開始し、現地視察を実施した上で次回以降継続審議とする。

概 要 : [以下、○委員 ●事務局]

(1) 大川水系大川の河川整備の事業評価について

- 7ページ目の事業費増加について、①の区間で増加した事業費が、②、③の区間にも見込まれていることで良いか。
- 見込んでいる。
- 大川については、1/10 確率が流せない状況ということで良いか。上流の逢帰ダムの洪水調節の効果も見込んでいるのか。
- 河川整備計画の策定の際にも一定、逢帰ダムの効果を見込んでいる。見込んだ上で1/10 確率の降雨でも浸水被害が発生する。
- 完成予定年度が前回に比べかなり遅れているが、地元からの要望は。
- 岬町と関係する自治会からも改修要望は受けており、早期完成が望まれている。河川工事は渇水期しか工事ができないこともあり、今回、施工計画を吟味した結果、やむなく令和17年まで完成予定年度を延伸している。
- B/Cの計算で1/10 確率で整備した場合、1/100 確率でも被害額が0となっているが、その理由は。
- 大川についてはH.W.L.に加えて余裕高60cmを確保しており、1/30、1/100 確率は余裕高の分で流せるため、被害額は0としている。
- 1/10 確率の整備はH.W.L.までの断面で流せる流量で、被害額を算出する場合は、H.W.L.に余裕高を加えた断面で評価するということか。
- 大川のような掘り込み河川ではH.W.L.ではなく、H.W.L.に余裕高を加えた断面で評価し、被害額を算出している。

(2) 淀川水系田尻川の河川整備の事業評価について

- 中田橋の工法変更については、ほかの橋にも反映されているのか。
- 清水橋の架け替えを今回、追加したが、その事業費は中田橋の工法変更を考慮し算出している。その旨がわかるよう資料に追記する。
- 中田橋については、完成しているということで良いか。
- 中田橋は既に完成しており、5年ごとの再評価ということで今回、工法変更について報告した。
- 清水橋の必要性は事前には分からなかったのか。

- 清水橋の近傍に2つの橋梁があったことから、必要最小限の事業費ということで当初は架け替えを予定していなかった。その後、地区版ハザードマップを作成していく過程で避難ルートを検討したところ、堤防上を通るルートも考えられたが、出水時に堤防上を通るのは危険が伴うことや、実際に施設被害もあったことから、清水橋の防災上の重要性が再確認され、今回、架け替えを追加した。
- 地域のニーズを汲み取って、どのように計画に反映するのか、具体的な方法について教えてほしい。
- 河川工事に伴い、周辺住民や町会長に挨拶する際や、今回のような事業評価のタイミングで住民意見を聞く機会を利用して、できるだけ地域のニーズをキャッチするようにしている。
- 河道拡幅により、流速、水深が変わってしまうと思われるが、拡幅前に近い流速、水深を確保できているのか。
- 川幅をできるだけ広くとることで川が自由に流れる余裕を確保し、自然にみお筋が形成されて川らしい姿を取り戻していくことを期待している。
- 整備後写真で河道内に樹木が生えているが、自然に生えてきたということか。
- 自然に生えてきたものであるが、河道内の大きな樹木については、維持管理上、撤去していく方針のため、適切に対応したい。
- 河道内の大きな転石について、水制工としての利用を考えているようだが、河道内の転石は出水により流出する恐れがある。水制工の目的は生物環境への配慮か、それとも流速の低減か。
- 水制工の目的は流速の低減を目的としているわけではなく、環境に配慮したみお筋の工夫である。
- 地元等の協力体制等に「治水施設による対応には限界があることから、行政指導により開発行為に起因する流出増分の抑制も必要である」とあるが、開発行為の抑制は現在行っているのか。
- 能勢町では、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を定めており、0.5ha以上の開発に伴って農業振興地域や集落地域、保安林などの区域について、市街化調整区域における地区計画の対象外区域としている。具体的な開発申請については、聞いていない。
- 猪名川上流ブロックの河川で上流が京都府にかかるものがあるが、府外の開発行為について関わることはあるのか。
- 「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」は、大阪府内全域の取り組みで、京都府域での開発については、京都府を通じてお願いすることになる。
- 事業費増加の理由で掘削土に岩や岩石が多く含まれることから、搬出先を変更したとあるが、現況の河道状況をみれば、ある程度予測がついたのではないか。
- 当初の事業費算出については、標準的な残土処分費を計上している。実際の処分にあたっては、土質調査及び搬出先との調整もあり、当初の事業費では計上できなかった。
- 田尻川の近傍で研究したことがあり、この付近は転石が多く、大きい。実際に施工してみると想像以上に多かったと思われる。
- 土砂の搬出先は、決まっているのか。
- 受入れ可能な搬出先を確保している。
- 「大川水系大川の河川整備の事業評価」及び「淀川水系田尻川の河川整備の事業評価」については、府民意見募集を開始し、現地視察を実施した上で次回以降継続審議とする